



社会保険労務士事務所
あおぞらコンサルティング
あおぞらLetter

〒101-0044
東京都千代田区鍛冶町1丁目6番15号
井門神田駅前ビル22号室
電話:03-3526-4277 FAX:03-3526-4276
担当:大形(おかた)

【統計】平成27年度の労働紛争等の相談、是正指導の施行状況について

今回のあおぞらレターでは、平成27年度に日本全国の各労働局等での相談状況、雇用均等室で取り扱いがあった相談、是正指導の状況についてお知らせいたします。現在、日本全国でどのような労働相談、問題が発生しているのか、自社の状況と照らし合わせて見てみましょう。

■総合労働相談の状況

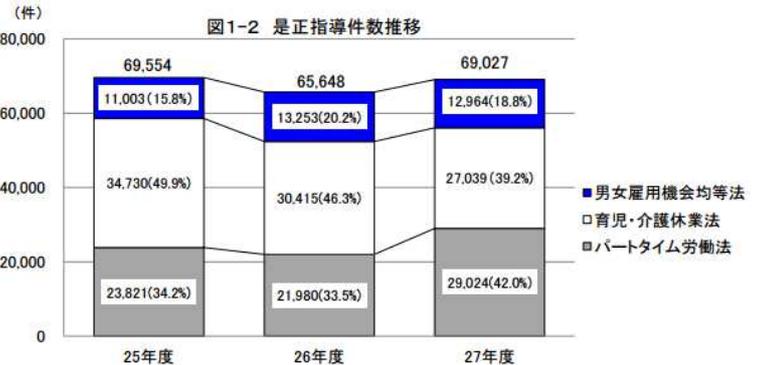
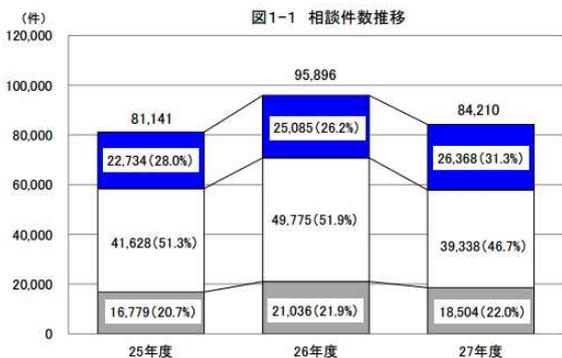
相談総数は8年連続100万件超、内容は「いじめ・嫌がらせ」が4年連続トップ

- 総合労働相談件数 **1,034,936 件** (前年度比0.2%増)
 - うち、民事上の個別労働紛争相談件数 245,125 件 (同 2.6%増)
 - うち、いじめ・嫌がらせ **66,566 件** (同 7.0%増)
- 助言・指導申出、あっせん申請件数 13,700 件 (同約5.0%減)

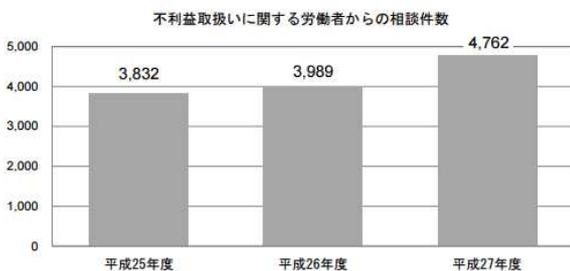
※「総合労働相談」：都道府県労働局、各労働基準監督署内、駅近隣の建物など381か所(平成28年4月1日現在)に、あらゆる労働問題に関する相談にワンストップで対応するための総合労働相談コーナーを設置し、専門の相談員が対応。



■都道府県労働局雇用均等室での相談、是正指導の状況



4 妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱い労働者からの相談件数推移



- 平成27年度に雇用均等室に寄せられた男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関する相談は、84,210件。
- 労働者からの相談は、2年連続の増加。
→うち、是正指導は、69,027件。
(相談件数に対し、約82%)
- ◎ 妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱い(労働者からの相談件数)は2年連続で増加。



全体として、労働者から労働基準監督署や雇用均等室などへの相談は増えている傾向にあり、その中でも、民事上に関するものの増加が多くなっています。
自社の就業規則の整備状況とまた、実務上も適正な運用がなされているか今一度確認してみましょう。

■各統計等の詳細

<平成27年度 都道府県労働局雇用均等室での法施行状況> についてはこちら⇒

http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/sekou_report/dl/160603.pdf

<平成27年度個別労働紛争解決制度の施行状況> についてはこちら⇒

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000126365.html>

その他の詳細やご不明な点は弊所担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277